◎新潟県告示第１号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年５月７日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　保安林予定森林の所在場所

新潟県三島郡出雲崎町大字小釜谷字横手１の２、２の１から２の３まで、448、450の１、450の３、451の１から451の４まで、484の２、485の２、489の５

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び出雲崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）